

利用した覚えのない請求(架空請求)に、



被害発生までの流れ

架空請求業者

が必要」などど

端末操作後 レジで支払い

プリペイドカード 購入

銀行口座^

仮想通貨の 購入代金を送金等

7(*2)

- (*1)電子メールやSMSの場合は、架空請求業者がランダムに生成したメールアド レスや電話番号に送信している可能性がある。
- (*2)架空請求業者から伝えられた支払番号を端末に入力し、出力された用紙を 持ってレジで代金を支払う。

<u>トラブルに遭わないためのチェックッポイント!!</u>

- ☑ 利用していなければ連絡しない!!
- ☑ これ以上、電話番号などの個人的な 情報は知らせない!!



- ☑ 送られてきたハガキ・封書・メールは保管しておく!!
- ☑ 最寄りの消費生活センターへ相談する!!根拠の ない悪質な取り立ての場合は警察に届ける!!

00:00 今日 2023/03/01

コンテンツ利用料金の確 認が取れません。本日ご 連絡なき場合には法的 手続きに移行致します。

🕰 被害 急増中!!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用さ れていた契約会社、もしくは運営会社側から契 約不履行による民事訴訟として、訴状が提出さ れました事を改めて告知いたします。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を 経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主 張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、 給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差 し押さえを強制的に執行させていただきますの で裁判所執行官による執行証書の交付を承諾 していただきたく様お願いいたします。

※取り下げ最終期日

XX年XX月XX日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-xxxxxx 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

国民生活センター テーマ別特集 2023年1月31日更新「利用した覚えのない請求(架空請求)が横行 しています! 」より

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8-I シルキア奈良2F **☎**0742-36-0931



消費者 ホットライン **3**188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12-5 大和高田市市民交流センター3F **☎**0745-22-0931

「見守り」と「気づき」で認知症等高齢者の被害を防ごう!!

住まいの様子



「審な契約書、請求書 などの書面や、宅配業 者の不在通知などは ないか。



不審な健康食品やカニ などないか。



新品のふとんなど、同じ ような商品が大量に ないか。



屋根や外壁、電話機周 辺などに不審な工事の 形跡が見られないか。



通信販売のカタログや ダイレクトメールなどが 大量にないか。



复数社から配達された 新聞や景品類などが ないか。



不審な業者が出入りし ている形跡はないか。











通帳などに不審な の記録はないか。

高齢者本人の言動や

態度など

審な契約書、請求書

活費が不足するなど

お金に困っている様子

などの書面や、宅配業

者の不在通知などは

ないか。

はないか。



チェックポイントを参考に、認知 症等高齢者の居宅や言動などに 日ごろから注意を払いましょう!!

見守り新鮮情報 第202号 より



- 1.アパートを借りる際の契約について正しいものはどれ?
 - A.契約時に説明された書面にペット飼育禁止の項目があっても個人の自由なので飼っても 問題はない
 - B.借主がカギをなくしたり壊したりした場合でも貸主負担で直すことになる
 - C.借りる際は敷金や保証金、礼金など家賃以外の支出も考慮する必要がある
- 2.借りていたアパートから引っ越す際の考え方として正しいものはどれ?
 - A.退去時、カレンダーをとめていた画びょうの跡は借主負担で修復する
 - B.飲み物を床にこぼしてついたシミは借主負担で修復する
 - C.ソファーの床についた設置跡は、借主負担で修復する
- 3.「未納料金がある。今日中に連絡しないと執行官の立会いの下、給与・動産・不動産を差し押さ える」とのはがきが送られてきた。身に覚えがないが対応として正しいものはどれ?
 - A.架空請求はがきなので無視する
 - B.身に覚えがなくても、差し押さえられると困るのでとにかく連絡をして詳細を聞いてみる
 - C.身に覚えがないので「間違いではないか」と問い合わせる





消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として**毎月** 第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほ しい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

賃貸住宅の原状回復トラブルを防ぐ方法

【問】20年間入居していたアパートを、貸主側の管理会社と立ち会い後退去した。その後、「契約時に預かった敷金から、床の張替え、建具の塗り替え、畳表替え、クロスの張り替え、ハウスクリーニングなどの費用約19万円を差し引いて返金する」との書面が貸主から届いた。汚れはあったが、破損させた箇所はなく、立ち会いの時にも特に指摘されなかった。納得できないがどうしたらよいか。(40歳代男性)





「原状回復」の一般的なルール





- ・普通に生活をしていて生じた 損耗(家具設置による床、カー ペットのへこみ等)
- ・年月の経過による自然的な 劣化・損耗(日照によるクロス の変色等)



- ・借主の不注意によるキズや 汚れ
- ・通常の使用方法とはいえない 使い方をしたことで生じたキズ や汚れ等



借主に原状回復の 義務はない!! 原状回復費用は 借主負担!!

【回答】

住宅の賃貸借契約は、キズや 汚れがいつ、どのような状況 で付いたものなのか分から ず、退去時の修繕リフォーム 費用の負担をめぐって貸ま 関エをが多い。貸主側から納得 できない費用を請求された 場合には、国土交通省の「原 状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」に示 されている基準を参考に負い ましょう。

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルと ガイドライン(再改訂版)」

https://www.mlit.go.JP/common/001016469.pdf



QRコード



退去時、トラブルに遭わないためのポイント!!





- ☑ 契約する前→貸主側(貸主、管理会社等)から契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容 をよく確認する。特に、禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関 する事項や、特約について必ず確認する。
- ☑ 入居する時→住宅の現状をよく確認し、記録に残す。できる限り貸主側と一緒に確認しておく。入居前からあったキズや汚れ等の写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。
- ☑ 入居中→雨漏りやトイレの水漏れ等トラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、どうすればいいか相談する。また、賃貸物件はあくまで借りているものであることを意識し、日頃からできるだけきれいに使うことを心がける。
- ☑ 退去する時→入居する時と同様に、できる限り貸主側と一緒に住宅の現状を確認する。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったりして、証拠となる記録を残しておく。

奈良新聞(2023年3月7日)掲載

現状回復について納得できない場合やトラブルになった場合は、 消費生活センターに相談してください!!



奈良県消費生活センター情報誌「なら こじかつうしん」 発行1周年を迎えました!!

昭和45年6月、奈良県生活科学センターが登大路町に開設されてから半世紀が過 ぎ、53年目を迎えようとしています。その間、名称も奈良県消費生活センターに変更し、 現在は奈良市三条本町と大和高田市片塩町の二カ所に相談窓口を設置しています。 県民の消費生活の安定と向上を目的とし、県内の消費者相談窓口の拠点として、職 員一同、日々取り組んでいます。

その一環として、昨年の4月から、国内で発生している詐欺やくらしに潜む危険な事 例を取り上げた「ならこじかつうしん」を発信しています。まだ発刊から一年目ですが、 これからも消費者トラブルの未然防止等に貢献できるよう、最新の情報を提供してい きますのでよろしくお願いいたします。

奈良県消費生活センター 所長 城山 二郎

















🦲 消費者カクイズの答えと解説 🡣



$I \cdot A \times B \times C \bigcirc$

契約時に説明された書面(重要事項説明書)にペット飼育禁止の事項があった場合は飼ってはいけません。 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、善管注意義務違反によって生じた修復費用 は借主負担とされています。したがって、カギの紛失、破損は借主負担とされています。

$2 \cdot A \times B \cap C \times$

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、カレンダーの画びょうの跡など借主の 通常 の使用によって生じた損耗の修復費用は貸主負担、借主の故意や過失によって生じた修繕費用は借主負担 とされています。

$3 \cdot A \cap B \times C \times$

架空請求です。絶対に連絡してはいけません。不安でしたら、消費生活センターに相談してください。



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら 消費者ホットライン 2 188まで



発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階 Tel 0742-32-0621/Fax0742-32-2686 ホームページ https://www3.pref.nara.jp/syouhiseikatsucenter/ ならこじかつうしん 4月号(2023年3月25日発行)





奈良県消費生活センター マスコット しっかりくん